

様式第3号（第4条関係）

小川町学童クラブ指定管理者募集要項

小川学童クラブ、おがわ西学童クラブ及び八和田学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の管理運営を効果的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小川町条例第2号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補を募集する。

1 施設の概要に関する事項

小川学童クラブ及びおがわ西学童クラブについては、令和9年4月1日に新しい施設で開設予定。

(1) 小川学童クラブ

①施設の名称

小川学童クラブ

②施設の所在地

小川町大字小川377番地

③施設の設置目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

④施設の規模等

ア 敷地面積 999.93平方メートル

イ 建築面積 508.03平方メートル

ウ 延床面積 478.76平方メートル

エ 建物構造 木造平屋建て

オ 開設年月日 令和9年4月1日（予定）

カ 主な施設

○ 保育室1・2・3・4 各72.46㎡

○ 事務室 18.21㎡

○ 休養室 6.62㎡

○ 更衣室 4.96㎡

- 調理室 12.42㎡
- 食材室 9.93㎡
- 洗濯室 6.48㎡
- 倉庫1・2 12.42㎡
- 多目的トイレ
- トイレ
- 外構

⑤定員 120名 40人×3クラス

(2) おがわ西学童クラブ

①施設の名称

おがわ西学童クラブ

②施設の所在地

小川町大字増尾250番地

③施設の設置目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

④施設の規模等

- ア 敷地面積 999.91平方メートル
- イ 建築面積 403.20平方メートル
- ウ 延床面積 372.64平方メートル
- エ 建物構造 木造平屋建て
- オ 開設年月日 令和9年4月1日（予定）

カ 主な施設

- 保育室A・B・C 各75.35㎡
- 事務室 9.93㎡
- 休養室 6.98㎡
- 更衣室 7.21㎡
- 調理室 14.90㎡
- 食材室 13.24㎡
- 洗濯室 3.99㎡
- シャワー室 0.97㎡

- 倉庫 9.31㎡
 - 多目的トイレ
 - トイレ
 - 外構
- ⑤定員 80名 40人×2クラス

(3) 八和田学童クラブ

①施設の名称

八和田学童クラブ

②施設の所在地

小川町大字上横田471番地6

③施設の設置目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

④施設の規模等

- ア 敷地面積 391.02平方メートル
- イ 建築面積 122.56平方メートル
- ウ 延床面積 122.56平方メートル
- エ 建物構造 木造平屋建て
- オ 開設年月日 平成18年10月1日
- カ 主な施設

- 遊戯室（フローリング）50.10㎡
- 畳コーナー 11.59㎡
- 事務室 11.18㎡
- 休養室 4.97㎡
- 台所 9.94㎡
- 倉庫 7.45㎡
- 多目的トイレ
- トイレ
- 外構

- ⑤ 定員 35名 35人×1クラス

年間平均利用児童数 (令和7年度)

	名称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
1	小川学童※1	30	25	19	21	13	8	116
2	おがわ西学童※2	13	25	14	16	1	3	72
3	八和田学童	10	5	3	8	2	2	30

※1 小川学童クラブと星の子放課後学童クラブの実績

※2 ちびっこ放課後学童クラブと竹の子放課後学童クラブの実績

2 申請資格に関する事項

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人その他の団体で、団体又は代表者が次の項目に該当しないこと。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない
- ② 本町における一般競争入札等の参加を制限されている
- ③ 指定管理者の指定の取消を受けたことがある
- ④ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- ⑦ 代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他の団体

(2) 団体の従業員数が10名以上の団体であること。

(3) 事務所の所在地が県内であること。ただし、県内の市町村で類似の業務を受託し、運営に支障がないと認められるときは、この限りではない。

(4) 一定以上の業務の実績があること。

3 申請受付期間に関する事項

(1) 募集要項等の配布期間

令和8年6月2日（火）から令和8年7月2日（木）までの（土曜、日曜及び祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 募集要項等の配布場所

小川町教育委員会 学校教育課 (役場3階)

<小川町ホームページ>

<https://www.town.ogawa.saitama.jp>

※電子データをダウンロードしてください。

※ダウンロード期間は令和8年6月2日(火)から7月2日(木)まで

(3) 説明会

応募する団体は、必須参加とする。

① 開催日時

令和8年6月12日(金) 午前10時から

② 開催場所

〒355-0392 比企郡小川町大字大塚55番地

小川町役場 3階 大会議室

③ 参加申込

令和8年6月10日(水) 午後5時15分までに、下記(6)の提出先に
参加申込書(様式第7号)を提出すること。(電子メール、FAX可)

(4) 質問及び回答

① 質問方法

令和8年6月12日(金)から令和8年6月19日(金) 午後5時15分
までに、下記(6)の提出先に質問書(様式第8号)を提出すること。(電
子メール、FAX可)

② 回答方法

令和8年6月26日(金)までに文書(電子メール)にて回答

(5) 申請書類等の提出

① 提出期間

令和8年6月29日(月)～令和8年7月6日(月)までの(土曜、日曜
及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

③ 提出方法

正本1部及び副本(コピー可) 10部の計11部を下記(6)の提出先ま
で持参又は郵送(必着)

(6) 連絡先及び提出先

小川町教育委員会 学校教育課 (役場3階)

〒355-0392 比企郡小川町大字大塚55番地

電話番号 0493(72)1221内273

FAX 0493(72)7144

メールアドレス ogawa116@town.saitama-ogawa.lg.jp

4 申請の際に提出すべき書類の内容

(1) 指定管理者指定申請書（小川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年規則第8号）別記様式）

(2) 申請書に添付する書類

- ① 団体概要
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（全部事項証明書）
- ④ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑥ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（法人のみ）
- ⑦ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ⑧ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ⑨ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑩ 現在の組織及び職員体制に関する書類

(3) 管理業務に関する書類

事業計画書（様式第9号）

(4) その他町長が必要と認める書類

5 選定の基準に関する事項

(1) 事業計画書に基づく公の施設の運営が、利用者等（利用者及びその保護者）の平等な利用を確保できるものであること。（20点）

- ① 施設の設置目的を理解した適切な方針であるか
- ② 利用者等に対し、公平・平等な利用の確保が図られているか
- ③ 個人情報保護及び情報公開に係る措置は適切か

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(40点)

- ① PR、広報等施設利用の促進が図れる取組を行っているか
- ② 利用者等に対し、良好なサービスの提供が期待できるか
- ③ 施設の管理運営について、より効率的な運営が期待できるか
- ④ 施設の管理運営を定期的に評価・改善する方策がとられているか
- ⑤ 施設の特徴を活用した具体的な提案がなされているか

(3) 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。(50点)

- ① 施設の維持管理の取組について、適切かつ具体的な提案がなされているか
- ② 職員配置計画は適切か
- ③ 職員の人材育成・研修計画は十分であるか
- ④ 利用者等の安全確保対策（危機管理体制、マニュアル、利便性の高い連絡手段等）は十分であるか
- ⑤ 同種又は類似施設の管理運営実績は十分であるか
- ⑥ 第三者委託予定業務は、必要最小限のものであるか

(4) 事業計画書の運営費について、適正な見積りが示されていること。(15点)

- ① 収支予算書の積算根拠は具体的かつ妥当なものか
- ② 適正な指定管理料の見積りが示されているか
- ③ 管理経費の削減に向けた創意工夫がなされ、適正な利用料の見積りが示されているか

(5) 町長等が当該公の施設の性質又は目的に応じて必要と認める基準を満たす能力を有しているものであること。(15点)

- ① 利用者の保護者の要望把握及び反映の手法は適切か
- ② 環境への配慮は十分なされているか
- ③ 社会的貢献活動は期待できるか

(6) プレゼンテーションに対する評価(10点)

- ① 時間内に的確でわかりやすく説明がなされているか
- ② 質問に対して、的確に回答しているか

6 管理の基準に関する事項

(1) 小川町学童クラブ条例（平成18年小川町条例第27号）ほか関係法令等を遵守すること。

(2) 開室時間及び休業日

① 開室時間

ア 月曜日から金曜日まで（小学校の休業日を除く） 小学校の授業終了後から午後7時30分まで

イ 土曜日及び小学校の休業日 午前7時30分から午後7時30分まで

② 学童クラブの休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

ウ 1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

※ 開室時間及び休業日については、あらかじめ町と協議を行い、これを変更できることとする。

(3) 個人情報の保護

指定管理者は、小川町個人情報保護法施行条例（令和4年小川町条例第15号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(4) 情報公開

指定管理者は、小川町情報公開条例（平成13年小川町条例第1号）の趣旨にのっとり情報公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 危機管理体制

指定管理者は、町をはじめ警察、消防等と連携を図り、危機事象の未然防止に努めるとともに緊急時においては、適切な対応ができるよう万全の危機管理体制を確立するものとする。

7 管理業務の範囲及び具体的内容に関する事項

(1) 施設における放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

(2) 施設の利用の許可、利用条件の変更、利用の停止及び利用許可の取り消しに関すること。

- (3) 施設の利用料金の徴収に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他小川学童クラブ指定管理者仕様書（別紙）に示す事項に関すること。

8 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金は指定管理者の収入として収受する。
- (2) 利用料金は、小川町学童クラブ条例で定める額の範囲において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- (3) 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は減免することができる。
 - ① 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業のため利用する場合で、必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。
 - ② 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

9 指定期間及び指定管理料に関する事項

- (1) 指定管理者の指定の予定期間
令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間とする。
- (2) 指定管理料に関する事項
 - ① 指定期間における指定管理料の限度額は、2年間で134,700千円（非課税）とする。ただし、障害児を受け入れる場合の増員にかかる人件費等の経費については、当該年度の国庫補助基準額を上限とし、町と協議の上、指定管理料を加算する。
 - ② 各年度の指定管理料は、指定管理者が提出する事業計画書（様式第9号）及び収支予算書等に基づき、協議により定めるものとする。
 - ③ 前項に規定する指定管理料は、予算の範囲内において指定管理者に四半期ずつ支払うものとする。

10 その他必要な事項

- (1) 再委託に関する事項
 - ① 指定管理者は、仕様書で規定する業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
 - ② 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとする場

合は、町長の承諾を得なければならない。

(2) 指定管理者と町の責任分担に関する事項

指定管理者と町の責任分担は、原則として次に掲げるものとする。

- ① 指定管理者の故意、過失又は協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損及び滅失等は、金額の多寡に関わらず、指定管理者が購入又は修繕等を行う。
- ② 収支計画に多大な影響を与える物価変動、管理運営に直接影響する法令等の改正及び消費税率の変更については、協議により分担する。
- ③ 施設の安全管理のための日常的な補修及び修繕工事で、施設の効用維持に必要な不可欠なもの（消耗品の交換、軽微な施設破損又は設備故障の修繕及び事務室等のレイアウト変更による工事等）については、指定管理者の負担とし、施設の維持管理を左右することとなる工事及び法令等により施設整備が求められる大規模な工事については、町の負担とする。
- ④ 事業の実施に係る光熱水費、電話代、消耗品費及びごみ処理委託料は、指定管理者の負担とし、町の指定する方法により支払うものとする。
- ⑤ 前4号に掲げるもののほか、費用負担について疑義が生じたときは、協議により決定する。

(3) 指定管理者の候補者の選定に関する事項

- ① 町は、申請書類等及びプレゼンテーションの結果を5の選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者として最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ② 申請書の提出後、書類審査を行い、その得点上位者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションに欠席した場合は、指定管理者の指定に応じる意思がないものとみなす。
- ③ 前号に規定するプレゼンテーションについては、提出された事業計画書をもとにパワーポイントを使用しての説明を基本とする。なお、プレゼンテーション時の追加資料は受理しないものとする。プレゼンテーションに欠席した場合は、業務に応じる意思がないものとみなす。場所や時間等の詳細については、後日通知するものとする。
- ④ 審査の結果については、選定後、速やかに文書（様式第11号）にて通知する。

(4) 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

① 指定管理者の指定

町は、指定管理者の候補者を町議会の議決を経て指定管理者に指定する。

② 協定の締結

町と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

③ 業務の実施又は継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の実施又は継続が困難となった場合は、町は指定の取り消しをすることができるものとする。この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責に帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

(5) 留意事項

① 申請書類に関する事項

ア 申請に関する経費は、全て申請者の負担とする。

イ 申請書類等の著作権は、申請者に帰属し、町は選定に係る用途以外に使用する場合には申請者の了解を得なければならないものとする。ただし、小川町情報公開条例に基づき使用する場合には、申請書類の全部又は一部を複製及び公開できるものとする。

ウ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

② 業務関連の保険の加入について

ア 第三者の損害

施設賠償責任保険等、適切な保険に加入すること。

イ 施設及び設備の損害

指定管理者の故意又は過失により生じる賠償責任に対処できるよう、賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。

④ 指定管理者指定の日程について

ア 告示

6月 1日 (月)

イ	応募にかかる書類等の配布期間	6月 2日 (火) ~ 7月2日 (木)
ウ	説明会の開催	6月12日 (金)
エ	質問書提出期間	6月12日 (金) ~ 6月19日 (金)
オ	上記質問の回答期限	6月26日 (金)
カ	応募の受付期間	6月29日 (月) ~7月6日 (月)
キ	プレゼンテーションの実施	7月中旬
ク	申請者全員に結果通知	7月下旬
ケ	指定管理者候補者の同意確認	7月下旬
コ	指定管理者指定議案上程	9月 (9月議会定例会)
サ	指定管理者の指定	9月
シ	協定の締結	令和8年11月
ス	施設管理開始	令和9年 4月 1日